



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(第4回)

厚生労働省 説明資料

令和元年12月2日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課

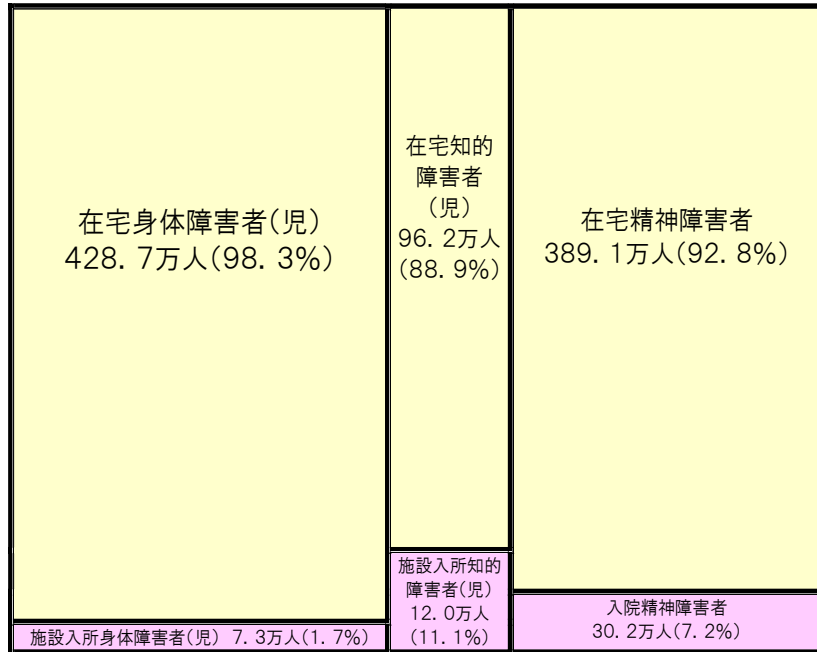
障害者の数

- 障害者の総数は963.5万人であり、人口の約7.6%に相当。
- そのうち身体障害者は436.0万人、知的障害者は108.2万人、精神障害者は419.3万人。
- 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

(在宅・施設別)

障害者総数 963.5万人(人口の約7.6%)
 うち在宅 914.0万人(94.9%)
 うち施設入所 49.5万人(5.1%)

身体障害者(児) 436.0万人
 知的障害者(児) 108.2万人
 精神障害者 419.3万人

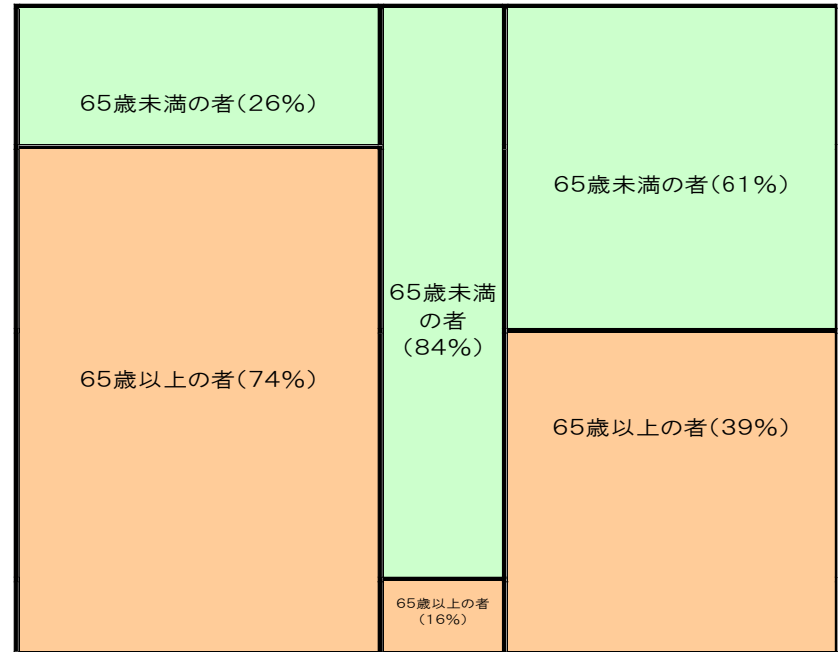


(年齢別)

障害者総数 963.5万人(人口の約7.6%)

うち65歳未満 48%
 うち65歳以上 52%

身体障害者(児) 436.0万人
 知的障害者(児) 108.2万人
 精神障害者 419.3万人



※身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は平成28年(在宅)、平成27年(施設)の調査等、精神障害者数は平成29年の調査による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。

※平成28年の調査における在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。

※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。

※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数 **約964万人** 中、18歳～64歳の在宅者数 **約377万人**

(内訳: 身体101.3万人、知的58.0万人、精神217.2万人)

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が **約30.1%** 就労系障害福祉サービスの利用が **約30.2%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**平成29年度は約1.5万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.3万人
 - ・就労継続支援A型 約 6.9万人
 - ・就労継続支援B型 約24.0万人
- (平成30年3月)

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5 倍
14,845人/ H29	11.5 倍

企業等

雇用者数

約53.5万人
(平成30年6月1日)

* 45.5人以上企業

ハローワークからの
紹介就職件数

102,318件
※A型: 19,502件
(平成30年度)

就職

12,906人/年
(うち就労系障害福祉サービス **6,626人**)

769人/年

特別支援学校

卒業生21,657人(平成30年3月卒)

就職 **6,760人/年**

【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ、学校基本調査、障害者雇用状況調査、患者調査、生活のしづらさなどに関する調査 等

障害者雇用の状況

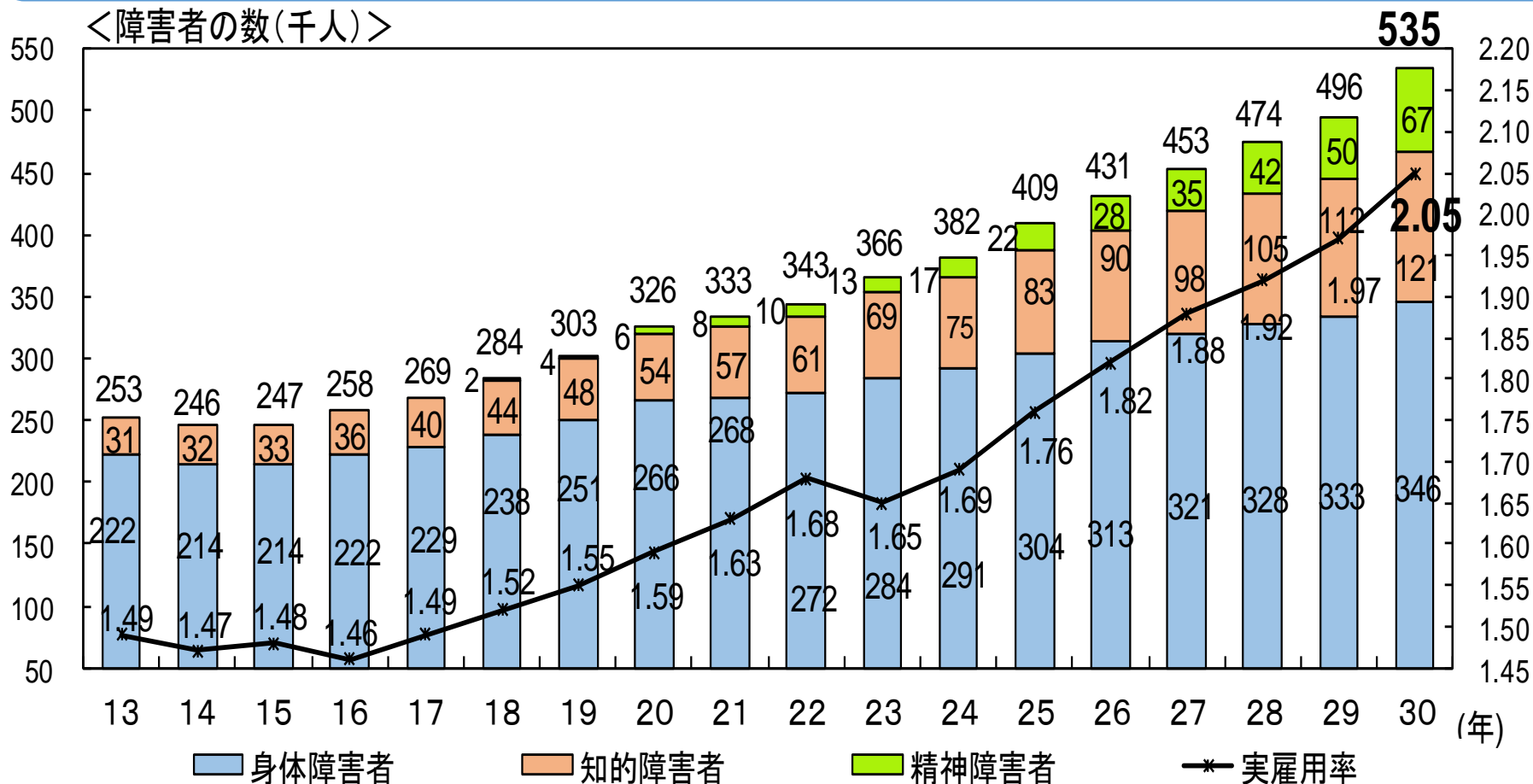
(平成30年6月1日現在)

○ 民間企業の雇用状況

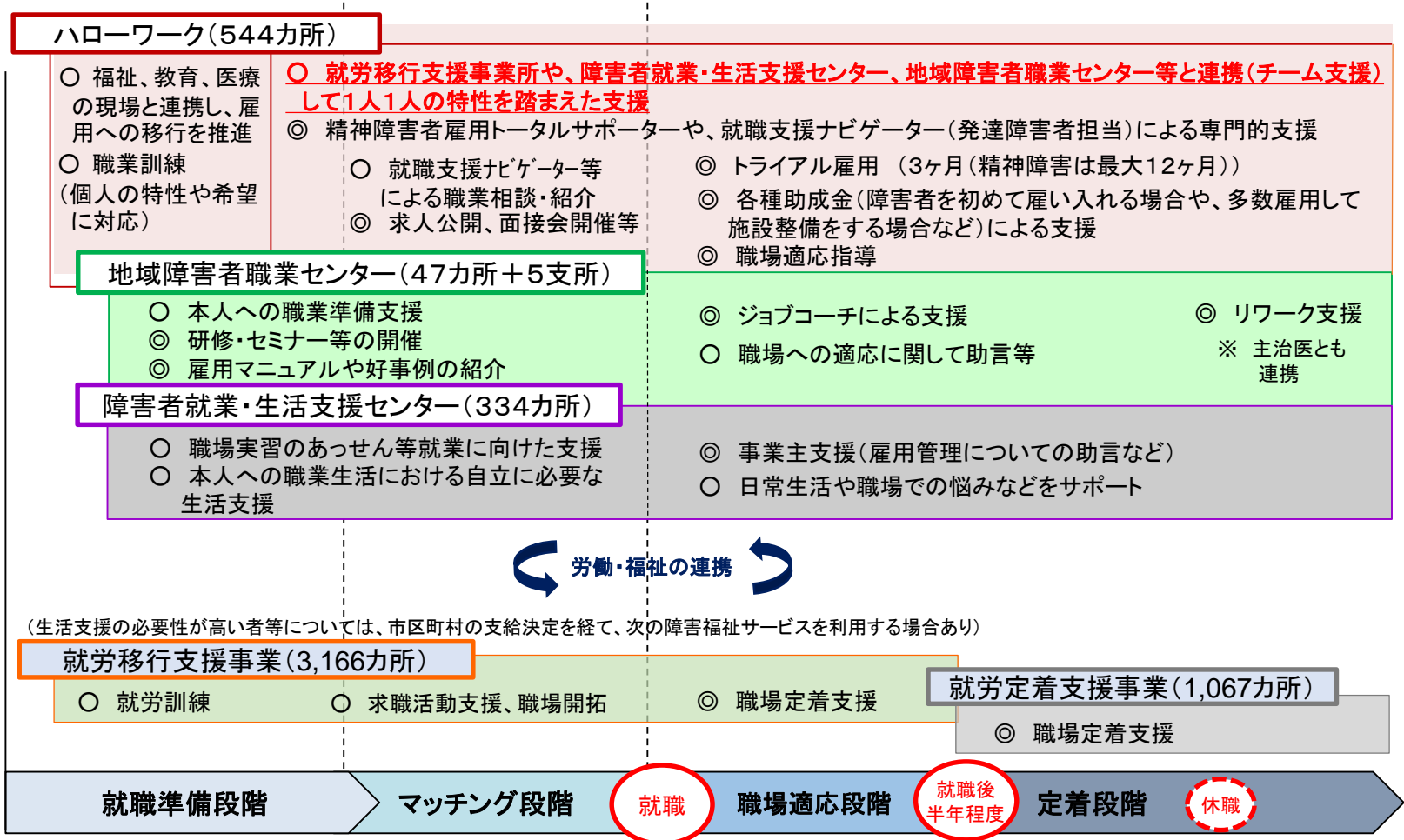
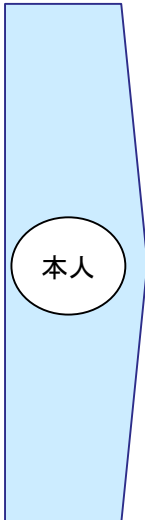
雇用者数 53.5万人 (身体障害者34.6万人、知的障害者12.1万人、精神障害者6.7万人)
 実雇用率 2.05% 法定雇用率達成企業割合 45.9%

○ 雇用者数は15年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

<障害者の数(千人)>



障害者の就労支援施策の主な流れ（全体像）

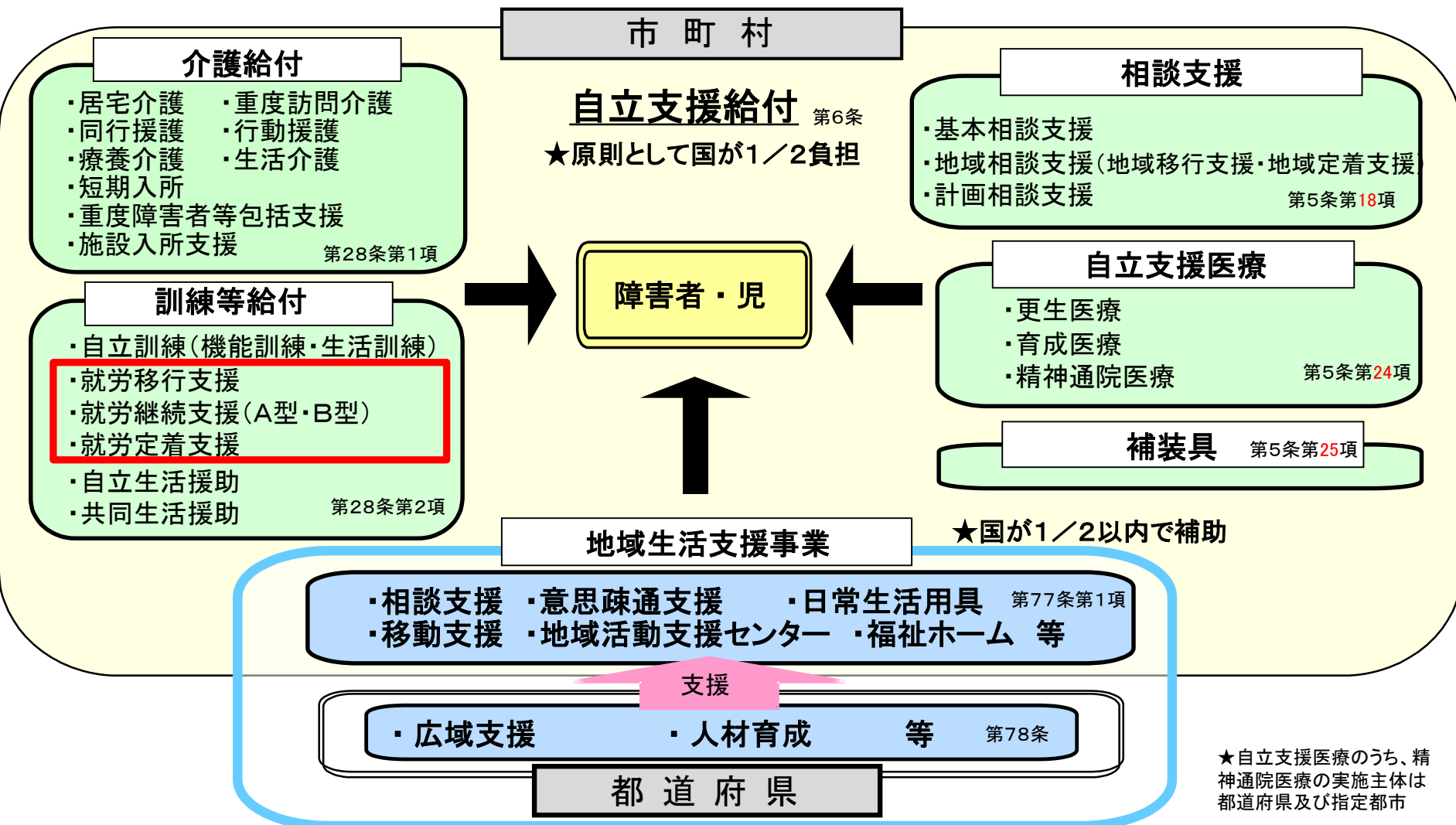


○ : 主に障害者本人に対する支援施策
◎ : 事業主に対する支援施策(障害者と事業主双方を支援するもの含む)

※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

障害者総合支援法の給付・事業

- 障害者に対しては、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスを提供。
- このうち、障害者の「働く」を支援するサービスとして、就労移行支援、就労継続支援等を提供。



★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間：2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間：制限なし)</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間：制限なし)</p>	<p>就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間：3年)</p>
対象者	<p>① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>	<p>① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者</p>
報酬単価	<p>502～1,094単位/日 <定員20人以下の場合> ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い報酬</p>	<p>324～618単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬</p>	<p>565～649単位/日 <定員20人以下、人員配置7.5:1の場合> ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬</p>	<p>1,045～3,215単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)が高いほど高い報酬</p>
事業所数	3,166事業所 (国保連データ令和元年7月)	3,807事業所 (国保連データ令和元年7月)	12,708事業所 (国保連データ令和元年7月)	1,067事業所 (国保連データ令和元年7月)
利用者数	34,718人 (国保連データ令和元年7月)	71,025人 (国保連データ令和元年7月)	263,380人 (国保連データ令和元年7月)	8,926人 (国保連データ令和元年7月)

就労系福祉サービス利用の流れ

就労移行支援事業所等が就労面の
アセスメントを実施
※ B型事業を利用する場合は必須

就労アセスメント

特別支援学校等（※）の「個別の
教育支援計画」などの情報も踏ま
え、相談支援事業所が作成
※「特別支援学校等」は高等学校及び
中等教育学校の後期課程を含む。



サービス等利用計画の作成

就労系障害福祉サービス



就労継続支援A型



就労継続支援B型



就労移行支援

障害福祉サービス
を利用しなくても
一般就労への移行
が可能な者につ
いては一般就労へ
の移行を支援

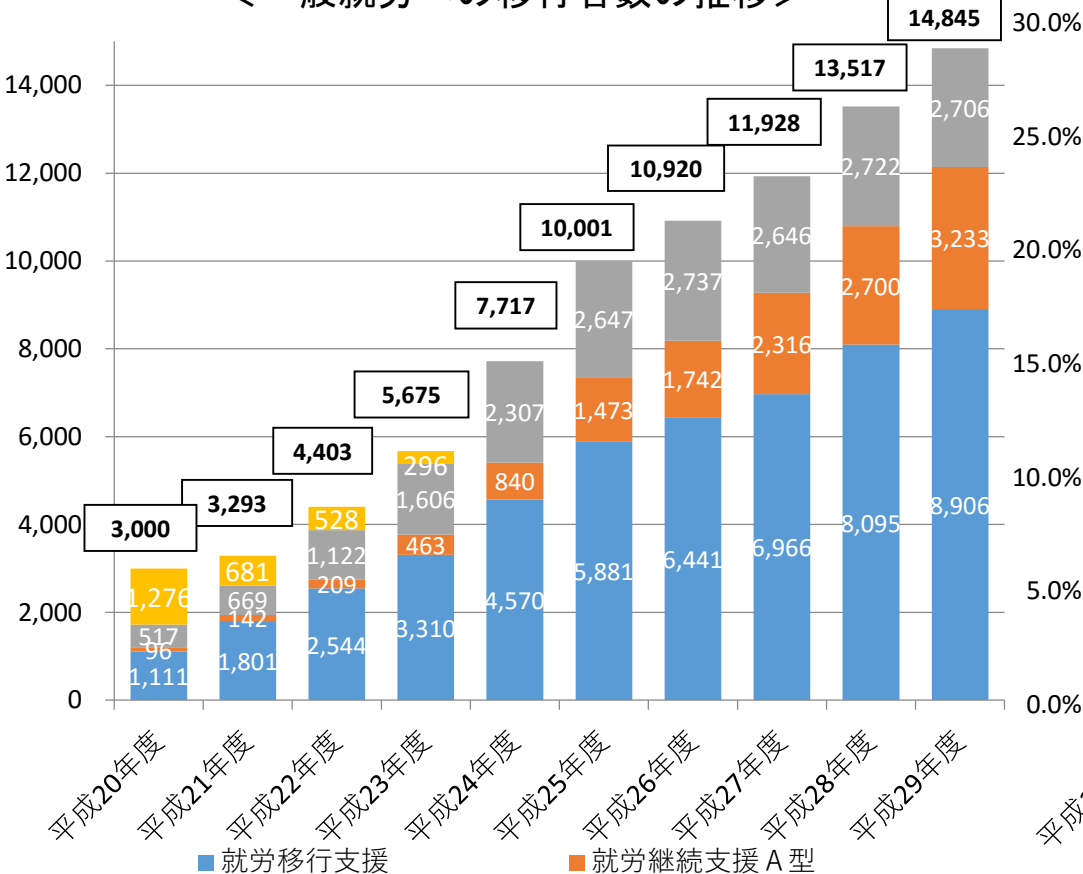
一般就労



一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

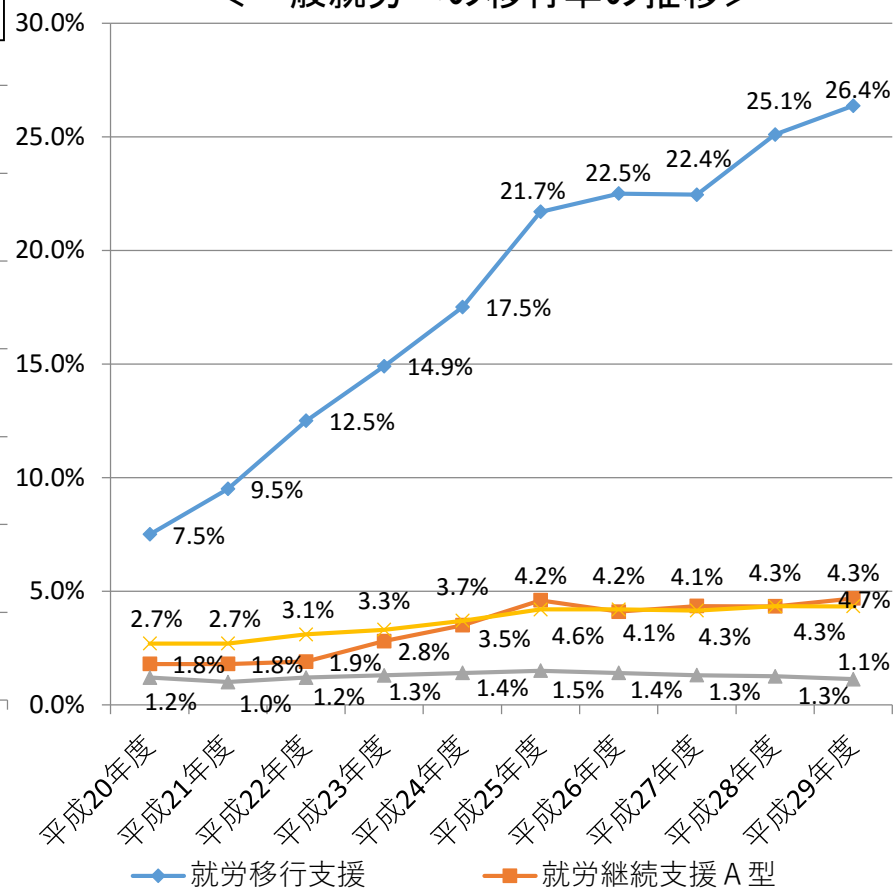
- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、毎年増加しており、平成29年度では約1.5万人の障害者が一般企業へ就職している。
- 一方で、一般就労への移行率を見ると、就労移行支援における移行率は大きく上昇しているものの、就労継続支援A型では微増にとどまっており、就労継続支援B型では横ばいとなっている。

＜一般就労への移行者数の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査

＜一般就労への移行率の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査、国保連データ

就労支援事例①

○障害に配慮した能力開発のプログラムによってホームページを制作する仕事での就職を実現した事例もみられる。

○就労移行支援の支援期間(2年間)において障害者の特性のアセスメント、トレーニングや職場実習など段階的な支援を行うことによって、対象者にあった就職先へのマッチングにつなげている。

就労移行支援事業所の事例

ダンウェイ株式会社(神奈川県)

- 独自で開発したホームページ制作ソフト(ICT治具)で、ホームページが制作できるように主に知的障害者の能力開発を行っている。
- 地元の小学校や商店街でボランティア活動を行い、地域における障害者の社会参加の機会を広げている。

ICT治具のイメージ



ログイン時のID、PWがイラストになっており、作業に親しみやすくなる工夫がされている。



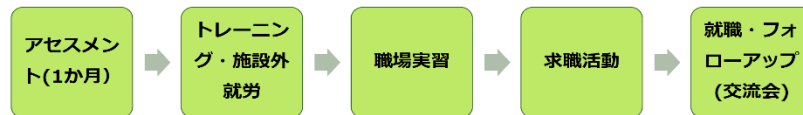
番号があることで、作業の順番を分かりやすくしたり判別がしやすくなっている。

ジョブサポート馬出(福岡県)

- 利用後1か月間をアセスメント期間として設定し、ワークサンプル幕張版(MWS)や独自の実技アセスメント、面談等によりアセスメントを行う。
- 「基礎訓練⇒実践訓練⇒求職活動⇒就職」と段階的に支援し、多くの利用者が1年から1年半程度で就職に至っている。

就労移行支援の流れ

就労までの流れ



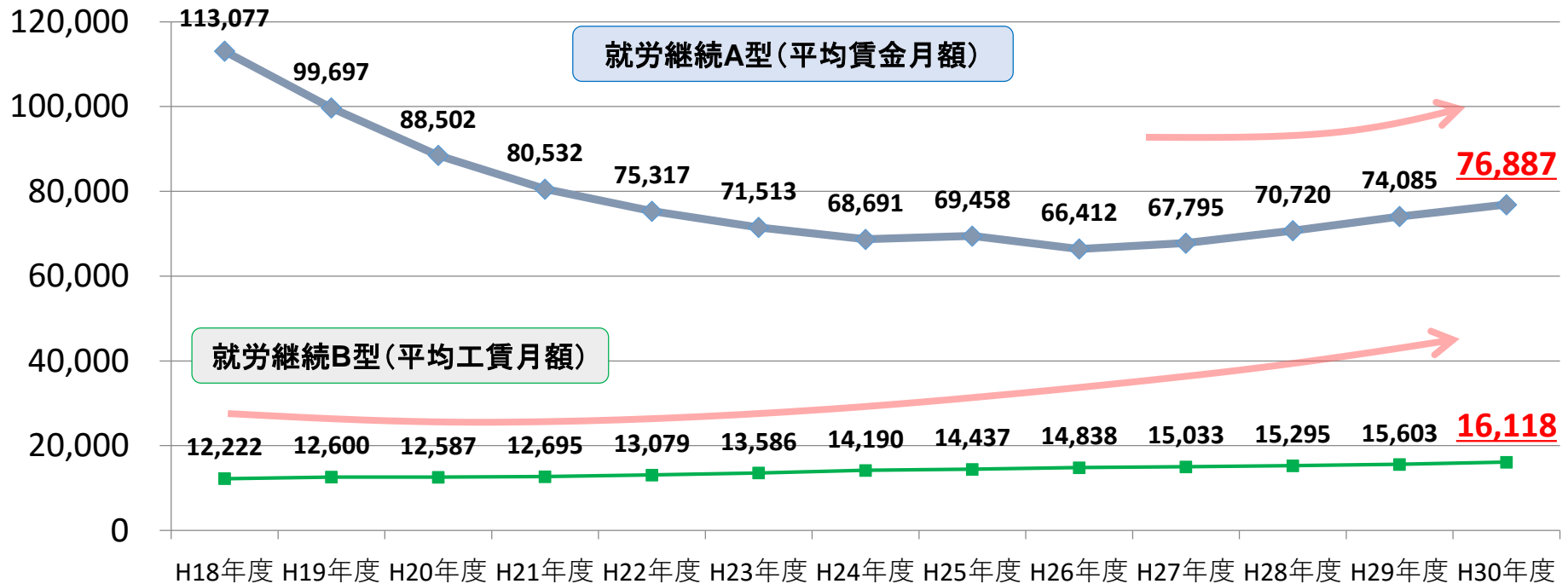
訓練メニュー(個別プログラム制)

- 定期面談
- 軽作業
- 事務作業
- 請負業務
- 施設外就労(清掃、衣類リサイクル、データ入力)
- グループワーク・講座
- PC教室、ヨガ
- イベントの企画

就労継続支援事業所における平均賃金・平均工賃月額推移

- 就労継続支援A型事業所の平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、**近年は増加傾向**。
- 就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、**平成20年度以降、毎年増加**(H18→H30 31.9%増)。

令和元年11月25日現在



(※)平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労支援事例②

- 人材確保が課題となっている産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が生まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、地域において障害者が活躍する場が拡大。

就労継続支援A型事業所の事例

(株)九神ファームめむろ(北海道)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。
- 知的障害のある利用者20人が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にも貢献。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



就労継続支援B型事業所の事例

(社福)池田博愛会 セルプ箸蔵(徳島県)

- 知的障害のある利用者約60人が働く当該事業所は弁当・パンの製造販売等、喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、食料品や生活用品を、山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地域の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化に貢献。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円

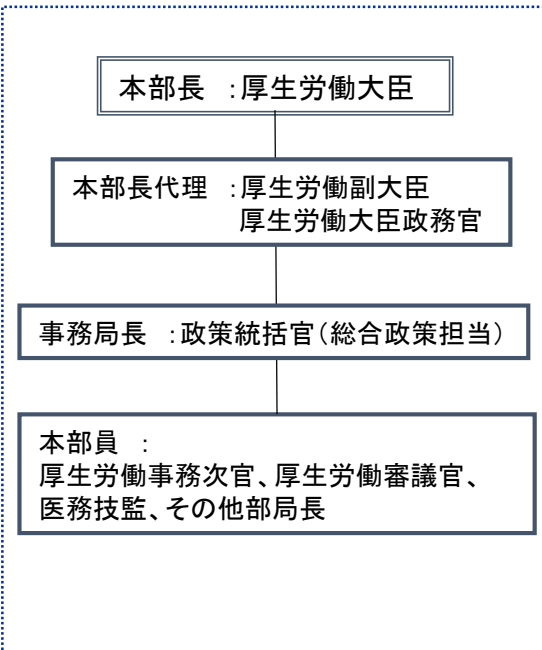


2040年を展望した社会保障・働き方改革の検討について

趣旨

- 2040年を見通すと、現役世代(担い手)の減少が最大の課題。一方、高齢者の「若返り」が見られ、就業も増加。今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、①多様な就労・社会参加の環境整備や②健康寿命の延伸を進めるとともに、③医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、④給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めることが必要。
- このため、「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」を設置するとともに、部局横断的な政策課題について、従来の所掌にとらわれることなく取り組むためプロジェクトチームを設けて検討する。

2040年を展望した社会保障・働き方改革本部



※プロジェクトチームにおける検討を基に改革案を審議

横断的課題に関するプロジェクトチーム

①健康寿命延伸PT(疾病予防・介護予防に関する施策等)

主査: 奈尾審議官(健康局) 副主査: 八神審議官(保険局)、大坪審議官、江崎統括調整官

②疾病・介護予防、健康づくり実証事業推進PT(予防・健康づくりの実証事業)

主査: 奈尾審議官(健康局) 主査代理: 山下医療介護連携政策課長
副主査: 佐々木厚生科学課長、田口歯科保健課長、神ノ田健康課長、江浪がん・疾病対策課長、岡野認知症施策推進室長、眞鍋老人保健課長、熊本国民健康保険課長、朝川参事官

③医療・福祉サービス改革PT(ロボット、AI、ICTの実用化等)

主査: 諏訪園審議官(老健局) 副主査: 迫井審議官(医政局)、江崎統括調整官

④高齢者雇用PT(高齢者の雇用就業機会の確保等)

主査: 達谷窟高齢・障害者雇用開発審議官 副主査: 岸本審議官(職業安定局)、井内審議官(人材開発統括官)

⑤就職氷河期世代活躍支援PT(就職氷河期世代の活躍支援)

主査: 土屋厚生労働審議官
副主査: 井内審議官(人材開発統括官)、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、谷内社会・援護局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官、山田審議官(統計、総合政策、政策評価担当)

⑥障害者雇用・福祉連携強化PT(雇用施策と福祉施策の連携等)

主査: 土屋厚生労働審議官 副主査: 達谷窟高齢・障害者雇用開発審議官、橋本障害保健福祉部長

⑦地域共生PT(縦割りを越えた地域における包括的な支援体制の整備等)

主査: 中村審議官(政策統括官(総合政策担当))
副主査: 辺見審議官(社会・援護局)、依田審議官(子ども家庭局)、橋本障害保健福祉部長、諏訪園審議官(老健局)

⑧賃金底上げPT(最低賃金を含む賃金引き上げをしやすい環境の整備等)

主査: 土屋厚生労働審議官
副主査: 吉永審議官(労働基準局)、吉田医政局長、浅沼生活衛生・食品安全審議官、坂口労働基準局長、小林職業安定局長、藤澤雇用環境・均等局長、渡辺子ども家庭局長、谷内社会・援護局長、橋本障害保健福祉部長、大島老健局長、濱谷保険局長、高橋年金局長、定塚人材開発統括官、伊原政策統括官

障害者雇用・福祉連携強化PTについて

構成

主査：厚生労働審議官

副主査：職業安定局高齢・障害者雇用開発審議官、社会・援護局障害保健福祉部長

主な検討事項(現段階のイメージ)

- ・ 障害者の就労支援全体の在るべき(目指すべき)姿
- ・ 地域の就労支援機関の連携の強化
- ・ 通勤支援の在り方
- ・ 職場等における支援の在り方
- ・ 障害者雇用率制度の対象障害者の範囲
- ・ 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の雇用者の評価
- ・ 就労継続支援A型事業所に対する障害者雇用調整金の取扱い
- ・ 自宅や就労施設等での障害者の就業機会の確保の在り方 等

(参考)開催状況

第1回 令和元年7月25日 議事：(1)今後の検討の進め方について (2)その他

第2回 令和元年8月7日 議事：(1)障害者雇用と福祉の連携強化に向けた検討体制の充実(案)について (2)その他

第3回 令和元年10月2日 議事：関係者ヒアリング①(社会福祉法人りべるたす 理事長 伊藤佳世子氏(重度障害者の就労支援について))

第4回 令和元年10月7日 議事：関係者ヒアリング②((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 副統括研究員 春名由一郎氏(海外事例について))

第5回 令和元年10月18日 議事：(1)分身ロボットカフェの視察について (2)その他

第6回 令和元年11月12日 議事：関係者ヒアリング③(公益社団法人全国脊髄損傷者連合会(代表理事 大濱 眞氏)、一般社団法人日本ALS協会(会長 嶋守 恵之氏)(通勤支援や職場等における支援等の在り方について))